

## 有料職業紹介に関する紹介手数料の返還について

採用者が入社後3か月以内に自己都合又は自己の責に帰すべき事由で退職し、又は解雇された場合は、紹介手数料（消費税別）の一部を次の各号の条件により返還する。

- (1) 入社後1か月以内の場合：紹介手数料の70%
- (2) 入社後1か月を超え3か月以内の場合：紹介手数料の30%

ただし、以下の場合には紹介手数料の返還を適用しません。

- ① 紹介予定派遣により紹介し、採用された場合
- ② 派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業中又は過去1年以内に就業したことのある派遣労働者を紹介し、採用された場合
- ③ 有期雇用の紹介の場合

株式会社エムアンドエム